

特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の期限延長に関する意見書

特殊土壌地帯の保全と農業生産力の向上については、昭和二十七年に「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」が制定されて以来、十一回にわたり期限が延長され、多大な成果を上げているところである。

しかしながら、各県の特殊土壌地帯においては、近年の局地的な集中豪雨などによる甚大な災害に対応するための防災対策や、生産性の高い農業を効率的に展開していくための対策など、なお早急に実施すべき多くの特殊土壌地帯対策事業が残されているため、今後も引き続き積極的な対応が必要となっている。

よって、国会及び政府におかれては、特殊土壌地帯の災害防除と農地改良対策を積極的に推進し、特殊土壌地帯の保全と農業・農村の振興を図るため、平成二十四年三月三十一日までとなっている同法の期限を五年間延長し、平成二十九年三月三十一日までとすることについて、特段の措置を講じられるよう強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十三年九月二十九日

大分県議会議長 志 村 学

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	西岡武夫殿
内閣総理大臣	野田佳彦殿
総務大臣	川端達夫殿
財務大臣	安住淳殿
農林水産大臣	鹿野道彦殿
国土交通大臣	前田武志殿